

土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る
優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則の制定について

県土整備部都市整備局住宅課

1 改正理由

令和2年3月31日付けにて公布された所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第16条の規定により租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部が改正された。これにより『土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務施行細則』において引用している条項に規定の削除が必要となったことから所要の規定整備を行う。また行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）に基づき、様式の押印廃止を行う。

2 改正の内容

○以下に掲げる条文及び様式中「第68条の69第3項第6号」の規定を削る。

- ・第1条（趣旨）
- ・第2条（認定申請の手続）
- ・第3条（認定申請の手続の特例）
- ・別記第1号様式（優良住宅認定申請書）
- ・別記第2号様式（優良住宅認定書）

○第2条中「進ちよくして」を「進捗して」に改める。

○様式中「㊦」を削り、別記第1号様式については、注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とする。

3 施行期日

令和4年4月1日